（街区現地調査の実施）

第十三条　街区現地調査は、現地調査図素図に基づいて、街区ごとに行うものとする。

２　街区現地調査を行ったときは、現地調査図素図に調査年月日を記録するとともに街区点に係る標識等及び図上街区点標識等の有無を表示して、現地調査図を作成するものとする。

第三節　筆界推定現地調査

（総則）

第十三条の二　第十一条の二第二号に掲げる場合における現地調査（以下「筆界推定現地調査」という。）は、効率的手法導入推進基本調査の成果が活用される地籍調査の予定その他の事情を勘案して必要な区域において行うものとする。

（調査図素図等の作成）

第十三条の三　筆界推定現地調査は、調査図素図、調査図一覧図及び現地調査票を作成して着手するものとする。

（調査図素図の作成）

第十三条の四　調査図素図は、登記所地図の写しに、次の各号に掲げる事項を表示して作成するものとする。

一　名称

二　番号

三　縮尺及び方位

四　土地の所有者の氏名又は名称

五　地番

六　地目

七　隣接する区域に係る登記所地図の名称又は調査図素図の番号

八　作成年月日及び作成者の氏名

２　前項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項は登記所地図により、同項第四号及び第六号に掲げる事項は登記簿により表示するものとする。

（調査図一覧図の作成）

第十三条の五　第十二条の三の規定は筆界推定現地調査の調査図一覧図の作成について準用する。この場合において、同条中「現地調査図一覧図」とあるのは「調査図一覧図」と、「現地調査図素図」とあるのは「調査図素図」と読み替えるものとする。

（現地調査票の作成）

第十三条の六　現地調査票は、毎筆の土地について、登記簿に基づいて作成するものとする。

２　現地調査票は、原則として、地番区域ごとに、土地の所在、最初の地番及び最終の地番、簿冊の番号、作成年月日及び作成者氏名を記載するものとする。

（資料収集及び筆界の推定）

第十三条の七　筆界推定現地調査を行うに当たっては、対象区域の毎筆の土地について、筆界に関する情報（地籍調査作業規程準則（昭和三十二年総理府令第七十一号）第三十条第一項の筆界に関する情報をいう。）に係る資料を収集し、当該資料に基づき筆界を推定するものとする。この場合においては、原則として、筆界の現地における位置に精通している者（以下「現地精通者」という。）の証言を求めるものとする。

２　前項の規定により推定した筆界は、筆界推定線図に取りまとめるものとする。

（現地調査の実施）

第十三条　現地調査は、現地調査図素図に基づいて、街区ごとに行うものとする。

２　現地調査を行ったときは、現地調査図素図に調査年月日を記録するとともに街区点に係る標識等及び図上街区点標識等の有無を表示して、現地調査図を作成するものとする。